

中小企業経営承継円滑化法の概要

(1) 創設の背景

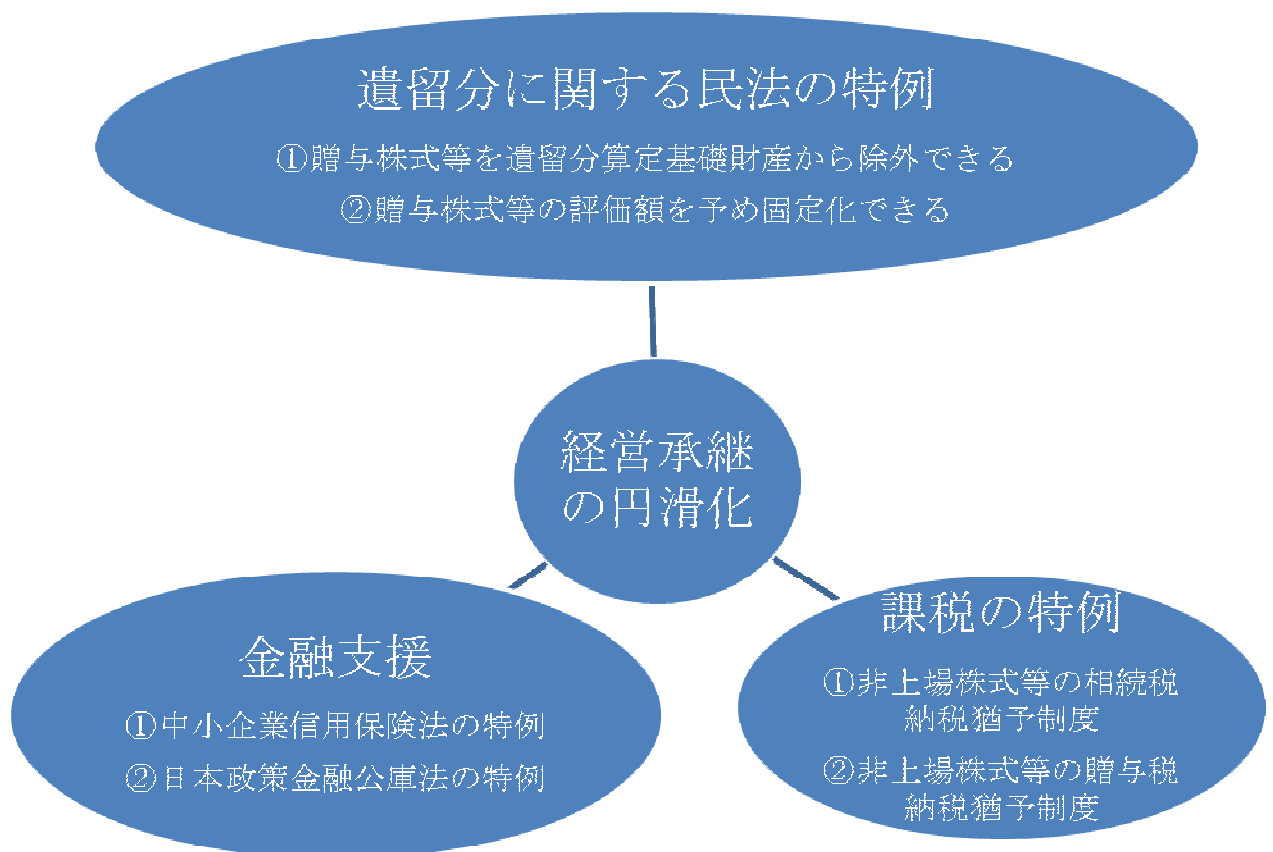
日本経済の基盤となるべき中小企業の経営承継は、雇用の確保や地域経済活力維持の観点からきわめて重要です。この中小企業が経営承継されないと、中小企業の持つ貴重な技術力やノウハウの散逸が懸念されます。そこで、中小企業の円滑な経営承継を支援する中小企業経営承継円滑化法が成立しました。

(2) 概要

中小企業の円滑な経営承継を図るうえで、

(1) 民法上の遺留分の制限 (2) 代表者交代による信用不安 (3) 自社株式等にかかる多額の相続税・贈与税負担の3点が課題とされており、その解決策として

①遺留分に関する民法の特例②金融支援制度③相続税・贈与税の納税猶予の特例が創設されました。



(3) 対象となる中小企業者とは・・・一定期間以上継続して事業を行っている経済産業省令で定める要件に該当する会社で、上場・店頭公開会社は除かれます。

中小企業基本法が定義する中小企業

	資本金	常時使用する従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下

*資本金又は常時使用する従業員数どちらかが該当すれば可

- 民法の特例

- ①贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外できる

先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外することができる。

- ②贈与株式の評価額を予め固定できる制度の創設

生前贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算されてしまう。

このため、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際して、生前贈与株式の評価額を当該合意時の評価額で予め固定できる制度を創設。

- 金融支援措置

- ①中小企業信用保険法の特例

信用保険の拡大（別枠化）を措置。

- ・株式、事業用資産等の買取り資金
- ・一定期間の運転資金等の資金調達を支援。

- ②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

代表者個人に対する融資を実施。

- ・株式、事業用資産等の買取り資金
- ・相続税、遺留分減殺請求への対応資金等の資金調達を支援。

- 課税の特例

- ①相続税の納税猶予制度の概要

後継者（＝相続人。先代経営者の親族。）が、株式の相続を受けた場合には、当該後継者の相続税の納税を猶予（相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含

め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分)。

②贈与税の納税猶予制度の概要

後継者(=受贈者。先代経営者の親族。)が、一括で自社株式の贈与を受けた場合には、当該後継者の贈与税の納税を猶予(贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分